

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例  
附則第6条の広域連合長が定める日を定める規則

令和2年4月28日 規則第12号

令和2年9月15日 規則第14号

令和2年12月18日 規則第15号

令和3年3月1日 規則第2号

令和3年6月2日 規則第8号

令和3年9月6日 規則第1号

令和3年12月2日 規則第10号

令和4年3月29日 規則第1号

令和4年6月10日 規則第4号

令和4年9月15日 規則第9号

令和4年12月7日 規則第10号

最終改正 令和5年2月17日 規則第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第11号）附則第6条に規定する広域連合長が定める日は、令和5年5月7日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月15日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 2 月 1 8 日規則第 1 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 2 日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 6 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 2 月 2 日規則第 1 0 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 2 9 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 1 0 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 1 5 日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 2 月 7 日規則第 1 0 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 1 7 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。